

原子燃料サイクル施設対象原子力災害避難対策検討会設置要綱

(設置)

第1条 日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設において原子力災害が発生または、発生する恐れがある場合に、住民等の効率的な避難を実施するための諸課題について検討を行い、避難対策の充実・強化を図るために原子燃料サイクル施設対象原子力災害避難対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、議長及び検討会委員をもって組織する。

2 議長は危機管理局次長をもって充てる。

3 議長は、検討会を総括する。

4 検討会委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(検討事項)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる事項について、検討及び調整を行う。

(1) 情報連絡体制に関する事項

(2) 移動対策に係る事項

(3) 受入体制に関する事項

(4) 被ばく医療対策に関する事項

(5) 医療機関等の避難計画に関する事項

(6) 自主避難の抑制に関する事項

(7) その他避難に関する事項

(会議)

第4条 検討会の会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 議長は、必要に応じて関係機関に検討会の会議への参加を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附則

本要綱は、令和元年12月12日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

危機管理局防災危機管理課長
危機管理局消防保安課長
危機管理局原子力安全対策課長
健康福祉部健康福祉政策課長
健康福祉部医療薬務課長
県土整備部道路課長
警察本部警備部警備第二課長
警察本部交通部交通規制課長
六ヶ所村原子力対策課長
六ヶ所原子力規制事務所原子力防災専門官併任内閣府原子力防災専門官
公益社団法人青森県医師会副会長